

「吉田町男女共同参画プラン（第3次）（案）」について町民の皆様の御意見を募集します。

本町では、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、平成23年3月に「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

この度、平成29年度から平成32年度までの4年間を実施期間とする「吉田町男女共同参画プラン（第3次）」を策定するに当たり、原案を公表し広く町民の皆様から意見を求めるため、「吉田町男女共同参画プラン（第3次）（案）」を公表し、御意見を募集します。

1 パブリックコメント募集内容

「吉田町男女共同参画プラン（第3次）（案）」に対する御意見を募集します。

2 閲覧及び募集期間

平成29年1月12日(木)から1月25日(水)まで

※郵送での提出は、1月25日(水)必着となります。

3 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 町内の学校に在学する人
- (5) 町税の納税義務者

4 閲覧及び意見書の配布場所

- (1) 町ホームページ

<http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>

- (2) 吉田町役場 6階企画課

(平日午前8時15分～午後5時)

- (3) 吉田町役場 1階「吉田町情報コーナー」

(平日及び日曜開庁実施日の午前8時15分～午後5時。ただし、日曜開庁実施日の午後0時～午後1時を除く。)

※閉庁日及び時間外は、町ホームページでの閲覧・配布のみとなります。

5 意見の提出方法

- (1) 提出様式 吉田町男女共同参画プラン（第3次）（案）に対する意見書

- (2) 提出先 吉田町企画課まちづくり推進部門

- (3) 提出方法

ア 郵 送：〒421-0395 吉田町住吉87番地（1月25日(水)必着）

イ FAX：0548-33-2162

ウ メール：kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp

エ 持 参：吉田町役場 6階企画課

※必ず住所、氏名、連絡先を記入してください。

※口頭、電話、匿名による受付は行いません。

6 意見の取扱い及び公表

- ・提出された意見は、「吉田町男女共同参画プラン（第3次）」策定の参考とします。
- ・提出された意見に対する個別の回答は行いません。
- ・類似の意見は集約し、「吉田町男女共同参画プラン（第3次）」の公表と併せて回答を公表します。
- ・意見を公表する場合は、意見の内容以外は公表いたしません。

7 問合せ先

企画課まちづくり推進部門

電話：0548-33-2135